

野田市議会の個人情報の保護に関する
条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 2 4 号

野田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

野田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年野田市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「以下」を「第 1 3 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 3 条第 5 項の表以外の部分中「及び第 3 1 条」を削り、同項の表第 4 0 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 2 0 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 5 0 条において」を削る。

第 2 9 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 3 3 条第 2 項中「この章及び第 5 0 条において」を削る。

第 3 4 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 0 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 5 0 条において」を削る。

第 4 1 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 9 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 5 0 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。